

平成21年西東京市教育委員会第2回臨時会会議録

- 1 日 時 平成21年3月29日(日)
開会 午前10時00分 閉会 午前11時41分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 沼 本 禧 一
委 員 角 田 富美子
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 欠席委員 委 員 宮 田 清 蔵
- 6 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男
教育部特命担当部長 村 野 正 男
教育企画課長 青 柳 昌 一
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明
教育指導課長 前 島 正 明
教育相談担当課長 南 里 由美子
教育部副参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳
スポーツ振興課長 飯 島 伸 一
公 民 館 長 相 原 昇
教育部副参与兼図書館長 小 池 博
教育部主幹兼図書館副館長 奈 良 登喜江
- 7 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美
教育企画課企画調整係 相 澤 潤 子
- 8 傍聴人 0人

平成21年西東京市教育委員会第2回臨時会議事日程

日 時 平成21年3月29日(日) 午前10時00分から

会 場 防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第15号 西東京市教育計画について
- 第3 議案第16号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について
- 第4 議案第17号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について
- 第5 議案第18号 西東京市立学校事案決定規程の一部改正について
- 第6 議案第19号 平成20年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について
- 第7 議案第20号 西東京市教育委員会職員の人事について
- 第8 議案第21号 西東京市立小学校の教職員の人事の内申についての専決処分について
- 第9 議案第22号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について
- 第10 議案第23号 西東京市立中学校長に関する措置についての専決処分について
- 第11 議案第24号 西東京市立小学校の校長に関する指導及び教職員に関する措置について
- 第12 報 告 事 項
- (1) 西東京市教育情報化推進計画について
 - (2) 西東京市生涯学習推進計画について
 - (3) 芝久保公民館・図書館の臨時休館について
 - (4) 西東京市図書館基本計画・展望計画について
 - (5) 西東京市立中学校の教職員に関する処分について
- 第13 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 1 年第 2 回臨時会
(3 月 2 9 日)

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成21年西東京市教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

会議に入る前に、本日の議事日程についてお諮りをいたします。日程第7 議案第20号 西東京市教育委員会職員の人事についてから日程第11 議案第24号 西東京市立小学校の校長に関する指導及び教職員に関する措置について及び日程第12 報告事項(5) 西東京市立中学校の教職員に関する処分については、人事に関する案件でございますので、公にされていないことから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とし、日程第13 その他の後に開催したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 さよう決定をいたします。

竹尾委員長 これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は沼本委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第15号 西東京市教育計画について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第15号 西東京市教育計画について、の提案理由を御説明申し上げます。

教育計画につきましては、平成16年12月に現行の教育計画(教育プラン21)を策定し、これまでもさまざまな施策・事業に取り組んでまいりました。一方で、現行の教育計画(教育プラン21)を策定して以降、教育基本法の改正をはじめ、教育に関する法律の多くが改正され、学習指導要領も改訂されるなど、教育行政全体の枠組みが改正されてまいりました。このようなことから、現行の教育計画(教育プラン21)につきましては、これまでの施策・事業を点検・評価するとともに、市の総合計画(後期基本計画)とも歩調を合わせて、1年前倒しで見直し作業を行い、平成21年度から25年度までの5年間の計画期間とする新しい時代に即した教育計画を策定するものでございます。

また、この計画につきましては、教育基本法第17条第2項に規定されております地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画と位置づけるものでございますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

青柳教育企画課長 それでは、議案第15号 西東京市教育計画につきまして、教育長に補足して御説明申し上げます。

議案の西東京市教育計画(案)を御覧ください。

表紙から2枚めくっていただきますと目次がございます。教育計画の構成でございますが、第1章といたしまして、西東京市の教育目標をはじめとして、基本的な考え方を述べております。第2章といたしまして、この教育目標に基づいて後ほど御説明いたします四つの基本方針に沿って具体的な施策・事業を述べておりますところでございます。最後、資料でござ

いますが、計画策定の経緯等を記載しております。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1章の中の1 計画改訂の趣旨でございます。ただいま教育長から提案理由の御説明をさせていただきましたが、平成18年以降、教育基本法の改正以来の教育制度の改正、また西東京市におきます後期基本計画の策定と歩調を合わせて、現計画の満了前に1年前倒しでこの計画を策定することとした経緯について記載をしてございます。

続きまして、3ページでございます。

西東京市教育委員会の教育目標でございます。教育目標におきましては、先月の教育委員会定例会におきまして御決定いただいたものでございます。

続きまして、計画の位置付けでございます。計画の期間につきましては、平成21年度から25年度までの5年間といたします。また、性格でございますが、教育基本法で規定をされております地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画に位置づけるということでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

ここでは本計画とその他市長部局の計画、また教育計画の下の子計画となりますスポーツ振興計画、生涯学習推進計画、子ども読書活動推進計画、教育情報化推進計画などの関係につきまして、簡単な図式でお示しをしております。

5ページでございます。

計画の基本方針ということで、四つの柱を設けております。

まず、1番目でございますが、1として、「生きる力」の育成に向けた取り組みを掲げております。学校教育におきましては、新学習指導要領を踏まえ、「生きる力」 具体的には知育、徳育、体育の知・徳・体の健全な育成を図ることを基本としております。

2として、「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けた取り組みを掲げております。学校におきます「生きる力」の育成に係る教育を充実・推進していくためには環境整備が重要となることから、2番目の教育方針としたものでございます。

続きまして、3として、社会全体での教育力の向上に向けた取り組みを掲げております。「生きる力」の育成は、学校教育だけでは限界もあり、また学校教育だけで担うものでもございません。地域と一体となって取り組むことが重要となっております。家庭教育も含め、学校・地域・行政の連携支援により子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、また地域も成長していくことを目指していくものでございます。

最後に、4として、いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けた取り組みを掲げております。ここでは、まさにいつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現を目指し、教育目標の実現に向けた取り組みの方向性を示しているところでございます。

6ページをお願いいたします。

横に広げているところでございますが、今まで御説明いたしました真ん中にございます教育目標の実現に向けた四つの柱を図式にしております。

1の一番上の「生きる力」の育成に向けては、大きな三つの項目を掲げております。確かな学力の育成、豊かな人間性の育成、それから健康と体力の育成ということで、「生きる

力」の育成に向けた取り組みを行います。

2の「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けては、大きく四つの内容でございます。1として、特色ある学校づくりの推進、2として、学習環境等の整備、3として、学校経営改革の推進、4として、教育相談機能の充実、5として、特別支援教育の充実という柱でございます。

3番目、社会全体での教育力の向上に向けてにつきましては、三つの項目でございます。1として、学校・家庭・地域・行政の連携強化、2として、家庭の教育力の向上、3として、社会教育の特色を生かした青少年教育を支援ということでございます。

4として、いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けての基本方針では、それを四つの項目で実現推進をいたします。1番目は、多様な学びを支える社会教育の振興として、公民館・図書館等を中心とした取り組み。同じく多様な学びを支える社会教育の振興で、文化・文化財等を中心とした取り組みでございます。3番目は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実。4番目は、いつでも・どこでも・だれでも学べる環境の整備ということで、施策を体系的に推進することとしております。

7ページ以降でございますが、第2章といたしまして、以上の四つの基本方針に基づきまして今後5年間で取り組むべき西東京市の教育を築くための施策・事業につきまして述べております。

9ページを御覧いただくと、それぞれのテーマごとに主要な事業や取組事項ということで記載してございます。四つの基本方針で合計137の項目につきまして主な事業や取組事項として詳細にお示しをしているところでございます。これがずっと参りまして70ページまで続いております。

71ページになります。これは資料ということで、本計画の策定に当たりまして策定等の計画などを示しているところでございます。

72ページは、計画の策定に当たりまして、市民参加で御意見をいただいた懇談会の委員の名簿でございます。

75ページにつきましては、教育計画策定に関する策定フローということで、教育委員会、それから懇談会、市民参加等の状況について流れを示しております。

それから、76ページは、懇談会の会議の開催状況等を資料としておつけしているところでございます。

懇談会につきましては、桜美林大学の田中教授を座長といたしまして、12名で計9回の懇談会を開催して、さまざまな視点から御議論をいただいております。

それから、最後になりますが、資料としておつけしておりますアンケートでございます。西東京市教育計画策定に係るアンケート調査結果報告書でございます。意識調査ということでございまして、昨年の7月に小学校の4年生、6年生、中学校2年生の児童・生徒とその保護者を対象といたしましてアンケート調査を実施いたしました。その結果でございます。そのアンケート結果を踏まえまして計画の策定に反映しているところでございます。

以上、雑駁ではございますが、西東京市教育計画につきまして御説明をさせていただきました。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

沼本委員 前回の教育委員会のときにもこの計画書が配られたと思うんですけども、あれから少し意見が出たと思うんですが、それで変わったところというのはあるんですか。

青柳教育企画課長 前回、パブリックコメントの状況等につきましても御紹介いたしまして、パブリックコメントを踏まえまして一部修正をしたところがございます。基本的なところは大きく変わることはないんですけども、文言等についてわかりにくいところとかもありまして修正をしておりますが、基本的に大きな柱立て等について、それから主な事業や取り組み内容についての増減というものはございません。

沼本委員 前回私もちょっと意見を出したんですけども、3ページのところで、計画の性格というところの「西東京市ならではの教育改革を推進し」というのは、具体的にどういうことがあるんですかね、これ。一方、この間の委員会でもありましたけれども、これは義務教育なので、あまり市や区によって差はないんじゃないかというような意見もあったと思うんですが、特にここを強調しているということで、具体的にはどういうことなんでしょうかね。

青柳教育企画課長 まず、計画改訂の趣旨のところにも東京都の状況も少しは書いておりますが、義務教育というところもございまして、東京都の教育振興基本計画の関連も少しあるのかなということで、教育基本法関係と、あと西東京市の総合計画もあるんですけども、都の教育ビジョンの改訂についても反映というか考慮しているというところがございます。

それから、「西東京市ならではの」というところがございますが、この検討の中で西東京市ならではの取り組みというのがなかなか、議論として今まで懇談会の中とかでもなかなか出てこなかったのが状況でございます。ただ、これからそれぞれの取り組みを進めていく上で特に西東京市の地域環境等を、これから学校・地域・家庭の連携の中で西東京市としての地域の状況に応じた取り組みというのは進めていけるかなというふうに思っております。ほかの市と違って西東京市独自でとか特色的なというところはなかなか議論の中では出てこなかったというのが状況でございます。推進していく上では地域の特性を生かした取り組みが進めて行けるし、また進めていかなければいけないとは考えております。

沼本委員 是非そういうふうにこれから推進する中でやはり特色ある西東京市の教育というのを組み入れてほしいなと、これは希望です。

もう一つ、5ページのところで、これは前から私気になっていたんですけども、「生きる力とは」というところで、「確かな学力」というふうなことは大きく分けると二つあると思うんですね。一つは、基礎・基本の確実な定着ということである。もう一つは、いわゆる課題解決能力といいますか、活用学習とよく言われたり、課題解決能力を高める学習というのが、これが基本になっていると思うんですね。

この「生きる力」の育成、それから6ページのほうに移りますが、この表のところの「生きる」力の育成に向けてというところで、1番、確かな学力の育成を図りますというところには、基礎・基本の定着というのが書いてありますね。それから、学ぶ意欲に応える教育の充実・推進。3番もあります。日本の今の教育では国際教育のデータを比較すると、基

礎・基本はある程度ほかの国よりもいいところにいる。しかし、もう一方では課題解決能力がないということで、これがもとになって今、新しい学習指導要領の改訂の中にそれを組み入れていると思うんですね。その課題解決能力的な文言といいますか、活用能力の育成とかというようなことは、この6ページの表にも書かれていないし、それから具体的なほうの9ページのところにも、基礎・基本の定着は書かれてありますが、課題解決能力の育成については、これは強調されていないわけですね。

これでいきますと、今、国全体に問われている子どもたちのそういった社会の変化に対応するような課題解決的な能力というのをこれから国全体も進めていかなきゃいけないわけなんですけど、それがこの中に記されていないというのはどういうふうなことなのか説明していただきたいと思いますし、できたらやはりそれもこの中に記載すべきではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

前島教育指導課長 それでは、今の意見について、基礎・基本については書かれているが、課題解決についてはどこの部分に位置づけられるのかということでございますが、以前の調査等では子どもたちの読解力、特に資料等を読み解く力、あるいはそれを論述したり周りに説明をしたりするという力が極めて低いというような結果が出てきたところでございます。これにつきましては、この「生きる力」の育成に向けての確かな学力の育成のところ、基礎・基本の次に、言語活動の充実とか、あるいは理数教育の充実といったところがございまして、特にこの言語活動の充実につきましては、いろいろなテキストというんですか、資料を読み解いて、自分で考えて、そして論理を構成していくという中心となる言語について、本市でも充実を図っていくという取り組みをしておりますし、また、その下の理数教育の充実におきましては、観察、実験等、いろいろな活動を通して論理的に考える力を構成していくといったところでは、課題解決そのままではございませんが、従前、西東京市でも各学校で課題解決学習は総合的な学習でやってまいりましたが、特に言語活動の充実とか、理数教育について、充実を図ることによって課題解決能力の育成を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

沼本委員 多分そうお答えになるだろうというふうに思っていたんですけども、しかし、タイトル的にはやっぱりきめ細かな学習指導による基礎・基本の定着ということともう一つ併記しておいたほうが私はいいのではないかなということと、もう一つは、いろいろ学校の授業を見ていますと、小学校の場合には課題解決能力をつけるような話し合い活動とかいろいろやっておりますけれども、むしろ中学校のほうの授業に参加してみますと、基礎・基本の定着のほうに重点が置かれて、これは非常に大事なことなんですけれども、課題解決能力を育成するようなものがあまり学校の現場の中でまだ取り入れられていないのではないかと。そういう意味で、やはりこういう計画の中にそういう文言を強調して入れるということは、私は大事ではないかなというふうに思って発言をしたわけです。

宮崎教育長 一つ指導課長がちょっと抜けていたところを補足しますと、課題解決の最も重要なところでは、本市の場合には社会体験、自然とのかかわりということで、体験学習を通して、学校行事、それからいろいろな活動を通して、そこで起こった問題なんかを課題解決。例えばキャリア教育一つを通しててもそうですし、奉仕体験、そんなようなこ

とも、今、沼本委員がおっしゃったことを通しまして、十分そのようなことを加味しながら、例記はしてありませんが、やらせていただきたいなと思っております。

角田委員 私もその課題解決能力については、ここに特に出ておりませんが、個性の確立とか追求していく、そういった中で、やっぱり今おっしゃられたような総合的な教育の中で個々が学び取っていくものかなというふうにとらえておりましたので、特にここには出ていないんだなと思っていました。

これ全体を通して、確かに時代が急速に変化しているし、私たちも何回か検討させていただいて非常に具体的な難しさは感じますけれども、実現に向けての方向がこれだけ出ていれば現場においてもそれぞれできるところからというか、西東京ならではの教育改革に个性的にも取り組んでいけるのかなというふうに私は思いました。ですから、特に地域力とか家庭教育の場においてもこれは大切な文言だなと思って見ておりました。ですから、私はよくできているなというふうに感じたのでございます。

沼本委員 よくできているというのは当然なんですけれども、要するに基礎・基本の もう一回言いますと、5ページのところで、今一番大事なことは生きる力なんですね。生きる力というのは、知・徳・体の中で知の面では確かな学力ということで、学力には二つあって、前は課題解決能力を重視したので基礎・基本がなかなか定着しないという社会問題が起きて、それで今度は学ぶ力というか学ぶ学習というか、それで基礎・基本の定着ということと、もう一つは、一方、課題解決能力の育成ということが、これが今言われている確かな学力なんですね。それであるから、やっぱりそれは二つが大事なので、それがいわゆる確かな学力となるので、ぱっと見たとき「きめ細かな学習指導による基礎・基本の定着」となってくると、それだけしか目に入らない。でしたら、もう一つ併記するという意味で、例えば「課題解決能力」という言葉がいいかどうかわからないんですけれども、そういうことをやっぱり入れておかないと、現場の先生は定着をやればいいのかというふうに考えがちになるのではないかなという気がするんですね。

確かに内容的には言語活動とか理数教育の充実ということが書いてありますけれども、私は、言語活動の充実や理数教育の充実だけではなくて、日ごろの授業の中で子どもがみずから宿題を計画したり、それから自分でそれを解決する能力、そういうものを身につけていかないと、これから日本というのは高齢化社会、いわゆる生涯学習の中でみずから課題を解決する能力をつけていかないといけないわけなので、だからこそそれをやるためには基礎・基本がきちんと身につけて、基礎・基本が身につけているそれをもとにして課題解決能力をつけていくというわけなので、とにかく今日本ではそちらのほうがかなり国際教育のいろんなデータでは落ちているということで、文部科学省なんかでは言語活動の充実とか理数教育の充実というふうなことを改めて進めているわけですが、その上には何があるかということ、やはり課題解決能力を育成するという大きなねらいがあるのではないかなというふうに思います。

以上です。

竹尾委員長 いかがですか、指導課長。

前島教育指導課長 今、委員のおっしゃるとおりでございます。課題解決学習については、

先ほど申しあげましたとおり、従前やってきているんですが、このところには具体的にはその文言というのは明確には示されてございませんが、西東京市の教育の中では充実させていかなければいけないと考えておりますので。

竹尾委員長 そこまで言ったら入れればいいじゃない。書けばいいじゃない。どうですか。文言として入れたらどうですか。考え方としてこの中に入っているということはいいいんだけれども。

青柳教育企画課長 ありがとうございます。それでは、課題解決能力を身につけるという項目、文言につきまして、このきめ細かな学習指導による基礎・基本の定着の中で記述してまいりたいというふうに思います。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。そのように検討してみてください。

沼本委員 8ページのところに現状・課題というふうなことが書いてありまして、その根拠となっているのが1 - 1の普段の生活で一番気になっていることとこのアンケート調査が出ているわけですけれども、このアンケート調査の記録はここに載せて現状というふうなことが読み取れるんですかね、これ。

青柳教育企画課長 なかなかぴったりというところは難しいんですけども、勉強が気になっているというところで、「特にない」が一番あれなんですけれども、勉強について関心が高いというところで、学力というんですかね、ところを少しあらわしたという表にしているところでございます。

沼本委員 むしろアンケートの中から保護者の何かありましたよね、小学校の。アンケートの調査というようなところで保護者からの教育に対する希望みたいなのがありましたよね。

宮崎教育長 資料の6ページでございますか。アンケート調査の資料、保護者……。

沼本委員 いやいや、表が入っていました。

宮崎教育長 どこでございますか。

沼本委員 ちょっと待ってください。どこだったっけな。

青柳教育企画課長 保護者は27ページ。

沼本委員 もっと勉強のところがなかったかな。すみません、さっきあったと思ったんですけどもな。いいです、ちょっと見当たらなくなっちゃったので。すみません。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

青柳教育企画課長 ちょっと休憩してよろしいですか。

竹尾委員長 では、ちょっと休憩します。

午 前 1 0 時 3 3 分 休 憩

午 前 1 0 時 3 4 分 再 開

竹尾委員長 委員会を再開いたします。

それでは、今の文言の修正につきまして、趣旨を踏まえて計画の中に入れるということを経務局に一任したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 そういうことでお願いをしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 これ、まだ続いているわけですね。

竹尾委員長 はい、まだ続いています。

沼本委員 10ページのところですけれども、学ぶ意欲に応える教育の充実・推進ということで、そこに具体的なものとして、少人数学習集団による指導と習熟度別指導等の充実と拡大というのと夏休みについての充実ということが書いてありますけれども、私はやっぱり子どもたちの授業力というか学習力を向上させるという一番大事なことは、学習意欲なんですね。やはり学習意欲がなければ、授業にも子どもたちは食らいついてこないし、子ども自身も勉強をするという姿勢がなくなるという意味で。それで、だからこそ学習意欲を高めるいろいろな方策が必要ではないかなというふうに思っているわけで、一つ、ここでは少人数学習と、それから夏休みのあれなんですけれども、もう一つ、とにかくこれは後のほうに出ているかどうかかわからないんですけれども、教師がやっぱり学習意欲を高める、その方策をこの中に入れていく必要はないだろうかというふうに。学習意欲が高まれば当然学習力は向上するわけなので、一番学習をする気になるということは子ども自身が学習意欲を持つことが大事なので、これは少人数学習とかそういうこととまた違うことではないかなというふうなことで、それをどこかこの中にもし加えられるんだったら加えてほしいなというふうに。

とにかく現場では子どもたちが学習が楽しい 楽しいということは何かというと、とにかく学習意欲が高まるということが、これが学習が楽しいということであって、学習意欲がなくていろんな指導法を改善したって、これは子どもたちはついてこないわけですね。ですから、少人数学習集団でも、少人数学習集団を行うときの学習意欲というのが、これがやっぱり高まっていなければ少人数学習をやってもうまくいかないわけなので、その一番土台になる学習意欲を高める、それからそういうふうな方策というのを、これは教師のほうの問題なのかもしれませんけれども、そこら辺も一つ何か考えていただくといいかなというふうに思います。

竹尾委員長 沼本委員の提案について。

前島教育指導課長 まさしくおっしゃるとおりでございます。学校における教員が指導だけではなく適切に子どもたちを評価することによって子どもたちの学習意欲を高めるということは非常に重要なところでございます。ここには直接そのことは文言として位置づけはされておりませんが、31ページのところにやはり教員の資質・向上と、研修というところが示されているところでございます。教員の実践的指導力の育成の推進ということが書かれてございますが、この中には もちろん今委員のおっしゃられたとおり、指導だけではなく適切に子どもたちを評価していくことが重要であるというふうに考えているところでございます。また必要であればそれを入れていくということを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

竹尾委員長 そのように。まあ、百貨店、何でもかんでも入れることはないけれども、基本的な計画ですから、よろしく御検討のほどお願いをいたします。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案のとおり 原案のとおりという言葉でいいかな。基本的に修正の部分は今言ったようですが、それも含めて原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第15号 西東京市教育計画について、は原案のとおり可決されました。

先ほどの意見を十分踏まえてやってください。お願いいたします。

竹尾委員長 日程第3 議案第16号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第16号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、の提案理由を御説明いたします。

本議案につきましては、西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程中の「休息时间」を削るとともに文言整理を行うものでございます。

なお、西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正は、現在、議会で審議されております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

青柳教育企画課長 それでは、議案第16号につきまして、教育長に補足して御説明申し上げます。

この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に委任することを規定しているものでございます。

改正の内容につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料の規程新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条でございますが、この規程の対象となります教職員と市職員の定義を規定しているものでございます。新規程で第1号、第2号と表記を改めたものでございます。内容の変更はございません。

第3条でございますが、校長に委任される事務の内容を規定する条文でございますが、第1項第2号におきまして休息時間の項目を削除いたします。休息时间につきましては後ほど議案第17号のほうで詳しく御説明をしたいと存じますが、職員の勤務時間について、休息时间ということがなくなることにより、校長への委任規程から削除するものでございます。

同じく第6号におきまして、日直勤務の規定がございましたが、学校におきましては現在日直勤務という概念がございませんので、この規定につきましても削除するものでございます。

また、第3条の2第2号におきまして、「宿日直勤務」という表記がございますが、この項目につきましても同じく削除するものでございます。

その他の改正につきましては文言の整理でございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第16号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第17号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第17号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、の御提案理由を御説明いたします。

本議案につきましては、西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程において、「休息时间」を廃止し、勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に短縮し、また、菅平少年自然の家職員の再任用に伴う規定整備を行うとともに文言整理を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上です。

青柳教育企画課長 それでは、議案第17号につきまして、教育長に補足して御説明申し上げます。

まず、教育委員会の通常勤務の職員につきましては、西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用がございまして、その改正により対応いたしますが、学校に勤務する市職員等につきましては、勤務形態が異なることから、教育委員会の規程により別に定める必要があるため、本規程を設けております。この内容につきまして規程の一部を改正するものでございます。

まず、休息時間の廃止でございますが、国及び東京都におきまして職員の休息時間が廃止されているということもかんがみまして、本市におきましても休息時間というのを廃止するものでございます。

今回の改正によりまして職員の勤務時間におきます始業時刻、終業時刻に変更が生じることはございません。

具体的には、現行の昼休みでございますが、15分の休息時間と45分の休憩時間により構成されて、合計で1時間の昼休みというふうになっているものでございます。このうち15分の休息時間を廃止するというところでございますが、そうしますと休憩時間が45分ということで昼休みが45分になるところでございますが、休憩時間を15分延長いたしまして、休憩時間を1時間といたします。ということで、休憩時間が15分プラスされて1時間となりますので、現行の1日8時間勤務で考えますと15分プラスした分だけ勤務の終業時刻を15分延長する必要があるわけですけれども、同時に勤務時間8時間というものの短縮を行って1日7時間45分の勤務時間というふうにいたします。このことによりまして、休息時

間を廃止し、休憩時間を1時間とする。加えて、勤務時間の短縮を同時に行うということで、職員の拘束時間というんですかね、勤務時間は変更を生じず、また市民サービスの観点からも職員の勤務条件等の整備、職務能率の効率の観点からも現状の水準が維持されるというものでございます。

もう1点の改正は、菅平少年自然の家に勤務する再任用の職員の勤務時間の規定を新たに追加するものでございます。

平成21年度からは、今年度、この3月定年退職となります職員1名が短時間勤務の再任用職員として引き続き菅平少年自然の家に勤務をいたします。この職員についての勤務時間の規定がなかったものでございますから、新たにこの者の菅平少年自然の家の短時間勤務の再任用職員としての勤務時間等についての規定を追加するというものでございます。

以上の内容につきまして、規程の別表を改正いたすものでございます。

その他につきましては文言整理等でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 よくわからないのですが、呼び方なんですけれども、こちら「調理員」とか「用務員」というふうになって、「用務主事」とか「調理主事」とかというんじゃないんですか。この呼び方は用務員なんですか。ちょっと教えてください。

青柳教育企画課長 学校現場におきましては「用務主事」とかという呼び方というんですかね、あるかと思えます。市の職員の規程につきましては「用務員」「給食調理員」という表記で統一をしておるところでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第17号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第18号 西東京市立学校事案決定規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第18号 西東京市立学校事案決定規程の一部改正について、の提案理由を御説明いたします。

本議案につきましては、西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、西東京市立学校事案決定規程中の「休憩時間」を削るとともに文言整理を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

青柳教育企画課長 議案第18号につきまして、教育長に補足して御説明申し上げます。

この規程につきましては、学校長等の権限に属する事務の決定手続を定めている規程でございます。

改正の内容といたしましては、先ほど御説明申し上げましたが、職員の勤務に関しまして、休息時間の規定が削除されることに伴いまして、学校長等の事案決定事項から休息時間の規定を削除するものでございます。

恐れ入ります、規程新旧対照表を御覧いただければと思います。

第4条関係の別表のところの中の2のウ、校長の欄というところでございます。ここで「休憩時間及び休息時間に関する」というところを「休息時間」を取って「休憩時間」にするというものでございます。

そのほかの改定箇所につきましては文言整理でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第18号 西東京市立学校事案決定規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 議案第19号 平成20年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第19号 平成20年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成20年度西東京市一般会計予算のうち、教育関係予算に関しまして、補正予算を行う必要があり、平成21年3月定例市議会に上程を行う必要が生じました。市議会の日程上から緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により、平成21年3月4日に専決処分を行いましたので、御報告し、御承認いただくようお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局のほうから説明いたさせます。

私からは以上です。

名古屋教育部長 では、教育長に補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、御承知のとおり、国の第2次補正予算に関連いたしまして、市全体といたしましては、定額給付金関係を中心にいたしまして、約32億5,552万円の補正を行ったものでございます。そのうち教育委員会といたしましては、地域活性化生活対策臨時交付金に関連いたしまして、今回の第5号補正予算に計上したものでございます。

歳入のほうの20款市債ということでございますけれども、先ほど御説明申し上げましたとおり、後に御説明申し上げますけれども、2011年の地上デジタル放送化に対応するためにこの地域活性化生活対策臨時交付金が充当できるといったことで、前倒しして計上しております。その事業額に不足するというところで、この20款市債につきましては、約2,80

0万円でございますけれども、その辺を歳入として計上しているところでございます。

歳出のほうでございますけれども、10款教育費、2項の小学校費でございますけれども、1億287万3,000円を計上してございます。内訳でございますけれども、先ほども申し上げてございますけれども、地上デジタル放送対応設備整備事業といたしまして、9,668万8,000円。児童健康管理費 内容につきましては自動体外式除細動器(AED)でございます。これにつきまして、小学校分につきまして、618万5,000円をそれぞれ計上したものでございます。

本事業につきましては20年度の補正予算ということでございますけれども、当然、執行等につきましては不可能ということで、21年度の予算を可能にするということで、あわせて繰越明許費として手続について同時に行っているものでございます。

蛇足になりますけれども、いわゆる2011年の地上デジタル放送化に対応するために、市といたしましては後期計画に計上して進めるところでございますけれども、この辺につきましては間に合うように対応するわけでございますけれども、本年度の今回補正で予算計上したのにつきましては、旧田無地域の小学校につきまして対応を図るということでございます。その後につきましては、翌年度以降になりますけれども、今度は保谷地域のほうのデジタル化について対応する工事を行っていくと。その後につきましては中学校を行いまして、いわゆる2011年7月の放送開始については間に合うような形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第19号 平成20年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第12 報告事項、に移ります。

質疑は後ほど一括して行いますので、説明を順次お願いいたします。

前島教育指導課長 それでは、西東京市教育情報化推進計画について御報告させていただきます。

この計画につきましては、平成19年度、これまでの教育情報化における計画が終了となりますことから、一昨年11月に内部に西東京市教育情報化推進計画検討委員会を立ち上げて、推進計画として完成いたしましたので、今回御報告させていただくものであります。

委員の構成といたしましては、教育指導課長や統括指導主事、また各課の代表として、庁内側としては企画政策課、情報推進課、教育委員会からは教育企画課、学校運営の御担当や、あるいは小中学校の校長、副校長の代表10名によって構成されているものでございます。

検討は、平成19年11月30日に第1回を行い、先日の平成21年3月13日に計11回の会合を実施いたしまして策定したものでございます。

趣旨につきましては、6ページをお開きいただければと思っております。

教育分野における今後の情報化について、上位となる教育計画、先ほど提案がありましたものと、また西東京市の後期基本計画、あるいは第2期地域情報化基本計画をもとにいたしまして、今後の方向性を示すとともに、新しい学習指導要領等の国の動向も留意しながら情報化の推進計画として総合的かつ自主的な計画となっているところでございます。

計画期間としては3年間として、日進月歩いたしますITの分野でございますので、その状況を見きわめながら各施策との整合性をとりながら着実な実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

内容についてはお読みいただくところでございますが、具体的には6ページに示されている基本的なコンセプトが6点ございます。1点目は、最小経費で最大の効果を上げること、2点目は、各教科、各授業におけるICTの活用、3点目としては、地域への情報発信、4点目は、信頼される学校運営、5点目は、セキュリティの確立ということで、成り立っているところでございます。

具体的には、この計画の前半部分で国や西東京市の施策のこれまでの状況を紹介いたしたところでございます。後半については、この状況をもとに検証を行い、先ほどお話し申し上げたコンセプトですが、五つのコンセプトについて、課題解決についてどうしたらいいのかということで対応策が書かれているところでございます。

24ページをお開きいただければと思います。

ここには本計画の目標として新しい方向性が5点示されているところでございます。1点目は、ICTの活用による教育活動の充実と向上、2点目は、校務や事務効率の改善による教育の質の向上、3点目は、ICT環境の構築による安全・安心な利用と活用、4点目は、保護者や地域への情報発信による信頼される学校と地域連携の確立、5点目は、教育情報センター機能の充実による総合的な支援体制の確立ということを目標にしております。

そして、29ページ以降、これらの目標を実現するための24の具体的な事業の計画が掲載されているところでございます。

時間の関係でございますので、一つ一つ説明することができないんですが、大きく7点、項目だけ申し上げます。まず、ICT活用による授業の活性化を図るための教育用コンピュータの充実というのが1点。2点目は、教員1人1台のコンピュータを整備していくということ。3点目は、先ほど補正予算の説明の中でありました地上デジタル放送への活用ということでございます。それで4点目は、教員研修の充実と校内推進体制の整備。5点目は、情報発信基盤のインフラの整備を行っていくということ。そして6点目は、ホームページの充実。7点目は、情報モラル教育の充実を行っていくということでございます。

この計画を立てただけではなく、今後、教育委員会内部にICT推進会議、仮称なんですけれども、こういった組織を設置を考えておまして、機器整備の中心の計画から具体的なそれを活用する計画へとどうしていったらいいかということで考えてまいりたいというふうになりました。

以上でございますが、教員、児童・生徒、保護者、地域とさまざまなつながりの中でわかる授業や学習意欲、興味を引き出す授業の実現に向けて、ICTがより身近な道具として機

能を発揮できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。

次に、生涯学習推進計画をお願いいたします。

波方社会教育課長 西東京市生涯学習推進計画について御報告いたします。

配付してございます西東京市生涯学習推進計画のほうを御覧いただきたいと思ひます。

まず、8ページをお開き願ひます。

計画の位置付け・期間でございます。生涯学習推進計画につきましては、現行計画が平成16年度から20年度までで終了するため、次期計画といたしまして、21年度から26年度まで、5年間の計画を策定するものでございます。この計画につきましては、市の総合計画、それから教育計画の下位計画に位置づけられておりますので、その整合性を図りながら作成をしてございます。また、計画内容が教育行政をはじめ市長部局の行政施策を含む幅広い計画となっておりますので、これらの整合性を配慮したものとなっております。

策定に当たりましては、生涯学習推進計画策定懇談会委員ということで、10名の方にお願ひしておりまして、このうち2名が公募市民ということになってございます。

また、市民アンケート、市民団体のヒアリング、市民意見交換会、懇談会のワークショップ、それからパブリックコメントを実施してございます。

基本的な考え方といたしましては、現行計画ベースを市民ニーズや社会環境等の変化を反映したものとなっております。

次に、10ページ、11ページのほうをお開きいただきたいと思ひます。

生涯学習推進計画の施策体系図がござひます。施策体系につきましては、三つの施策体系となっております。

施策体系の1といたしまして、市民の学習活動と成果の活用のための環境整備ということでございます。これにつきましては、市民の学習活動と成果の活用がしやすい学習環境を整えるために、情報提供、それから施設整備、人材育成、推進体制などを総合的に推進することとしてございます。

施策体系の2でございます。ライフステージや生活課題に対応する学習支援でございます。これにつきましては、市民の年齢や年代に応じた生活スタイルや生活課題に対応した学習支援を関係各課・施設、関係機関と連携しながら推進するものでございます。

施策体系の3でございます。西東京市における生涯学習の地域づくりの展開でございます。これにつきましては、地域に根差した学習活動を振興するために、市民と行政の協働による地域の学習環境を整備するというところでございます。

なお、この策定されました生涯学習推進計画につきましては、平成21年度から生涯学習推進懇談会において進行管理を行っていただくというようなことになってございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

竹尾委員長 引き続きまして、芝久保公民館・図書館の臨時休館について、を議題といたします。

相原公民館長 芝久保公民館・図書館の臨時休館について御報告いたします。

老朽化いたしました芝久保公民館・図書館の空調設備交換工事を行うため、両施設とも工事期間中の6月10日から6月30日までの3週間を臨時休館といたします。工事終了後の利用開始日は7月1日からとなります。臨時休館については、この3月に実施いたしました各館の公民館利用者懇談会で周知をしたところでございますが、館内掲示、市ホームページなどでも周知をしております。

以上でございます。

竹尾委員長 続きまして、西東京市図書館基本計画・展望計画について、を議題といたします。

小池図書館長 西東京市図書館基本計画・展望計画について御報告申し上げます。

お手元の資料、「西東京市図書館基本計画・展望計画（案）」概要版に沿って御説明申し上げます。

図書館では、年度ごとに策定する年次計画に基づいて図書館事業の推進と課題の解決に取り組んでまいりましたが、さらに長期的視点に立った計画的・安定的な図書館運営を進めていく必要があるため、西東京市基本構想・基本計画、西東京市教育計画、生涯学習推進計画に基づき、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間として、西東京市図書館基本計画・展望計画を策定いたしました。

まず、計画の目標につきましては、生涯学習の拠点として市民の創造的学習の援助を行うこと、そのために、6館1分室の図書館職員と嘱託員による組織体制を活用し、市民が期待する図書館サービスを提供することを目標といたしました。

次に、運営の基本につきましては、市民への資料や情報提供を行う機関として、市民要望を把握し、地域の実情に即した運営に努めること、また、市民要求の多様化と増大にこたえるため、長期・短期の計画をつくり、事業実施に努めることを基本といたしました。

計画の期間としましては、平成21年度から30年度までの10年間を計画期間とし、前期5年間を基本計画、後期5年を展望計画といたしました。

次に、計画の構成でございますが、第1章総論の内容は、図書館のあり方、図書館の役割と機能となっています。第2章事業計画の内容は、資料計画、サービス計画となっています。第3章職員組織計画の内容は、組織計画の考え方、人事計画、研修計画といった構成となっております。第4章施設計画の内容は、施設計画の考え方、適正規模、改修計画などの構成となっております。

事業の評価と公表につきましては、業務分析、数値目標の設定、事業評価を実施するとともに、評価結果を公表してまいりたいと考えております。平成19年度に図書館協議会から図書館事業の見直し提言を御報告いただき、図書館ではこの提言を受けて本年度1年間をかけて基本計画・展望計画を作成してまいりました。今後はこの長期計画と毎年度に作成する年次計画に基づいて図書館事業を推進していきたいと考えております。

なお、3月26日に実施いたしました図書館協議会において、この基本計画案の内容について最終確認を行い、計画の御承認をいただき、あわせて図書館協議会からの意見書をいただきました。協議会の開催日から本日まで、時間にいとまがなく、本日の御報告にはお示しすることができませんでしたので、概要版に沿って御説明させていただきました。

以上、西東京市図書館基本計画・展望計画について御報告いたしました。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

竹尾委員長 以上、報告事項は終わります。

まとめて質疑を行います。質疑を受けます。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第13 その他、を議題といたします。

教育委員会全般について御質問がございましたらお受けしたいと思います。

沼本委員 ちょっと参考のためにお聞きしたいんですけども、図書館で今度新しくチップ制みたいな、導入しましたよね。やっぱりあれを導入することによって勝手に持ち出したり、かなり件数としては減ったんでしょうか。

小池図書館長 実際の数値につきましては、5月から6月にかけて資料点検をいたしますので、そのときに明らかになると思いますが、感触としましては、ゲートの抑止力というのはかなり高いと考えております。

以上でございます。

沼本委員 ぴぴっといったとき職員はどうするんですか、そういうときの対応みたいな。

小池図書館長 必ずしも鳴ったから無断持ち出しをしたという扱いではございませんので、鳴ったことの確認をおそばに行ってお確認させていただくと。そのときに資料の貸出手続等が不備があれば、こちらのほうにお戻りいただいてお手続きをさせていただくとか、そのようなことで丁寧に対応しております。

以上でございます。

沼本委員 指導面を強調してというわけね。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

竹尾委員長 次に、議案第20号から議案第24号及び報告事項は、先ほどお諮りいたしましたとおり、人事に関する案件ということから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午 前 1 1 時 1 5 分 休 憩

午 前 1 1 時 4 1 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして平成21年西東京市教育委員会第2回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 前 1 1 時 4 1 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第 29 条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員